

平成28年度諮問（個）第1号
答申（個）第14号

「適性試験解答用紙の保有個人情報非開示決定に係る審査請求
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第 1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った、特定日 A 及び特定日 B に行われた短期課程（施設内コース）の選考に係る審査請求人の適性試験解答用紙の全部を非開示とした決定は妥当でなく、解答を除き、その余の部分については開示すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 保有個人情報開示請求書の提出

審査請求人は、実施機関に対し、平成28年 5 月15日付けで栃木県個人情報保護条例（平成13年栃木県条例第 3 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、「特定日 A、特定日 B、の栃木県立県南産業技術専門校で私が受けた、筆記試験の答案と彩点の写し、及び両日の面接を 20 分のところ 40 分以上行なった、相手のやり取りの記録、（特定日 B）については適性試験結果」をその内容とする、保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

実施機関は、本件開示請求に対する保有個人情報について、次の 8 つの公文書に記録された審査請求人の情報を特定した。

- ① 特定日 A に行われた本人の面接表（1 人目の面接官）
- ② 特定日 A に行われた本人の面接表（2 人目の面接官）
- ③ 特定日 B に行われた本人の面接表（1 人目の面接官）
- ④ 特定日 B に行われた本人の面接表（2 人目の面接官）
- ⑤ 特定日 A に行われた合否判定表
- ⑥ 特定日 B に行われた合否判定表
- ⑦ 特定日 A に行われた本人の適性試験解答用紙
- ⑧ 特定日 B に行われた本人の適性試験解答用紙

実施機関は、上記⑦及び⑧の公文書に記録された審査請求人の個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）については平成28年 5 月 30 日付けで非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、また、その他の公文書に記録された審査請求人の個人情報については平成28年 5 月 30 日付けで部分開示決定を行った。

3 審査請求書の提出

審査請求人は本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第 2 条の規定に基づき、平成28年 6 月17日付けで実施機関に審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求書の補正

実施機関は受理した本件審査請求について形式審査を行った結果、審査請求書に記載しなければならない事項（行政不服審査法第19条第 2 項）

のうち、「審査請求に係る処分の内容」並びに「処分庁の教示の有無及びその内容」の記載に不備があったことから、文書（平成28年7月12日付け県南産校第59号「審査請求書の補正について」）により審査請求人に対して補正を命じ、審査請求人は平成28年7月13日付けで実施機関に補正書を提出した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

栃木県立県南産業技術専門校の入校選考の適性試験を受けたが、形式上の不備で不合格とされ、話し合いを求めても拒否され、適切な職業訓練が受講できない為、適性試験の開示を求めたのに不開示とされたのは誤りのため請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の記載によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 県南産業技術専門校（以下「県南校」という。）では入試問題を自由に閲覧でき、過去問題の入手が可能である。そのことから、本人の知りたい採点、それが正当に行われたか確認することは非開示にはなじまない。
- (2) 他県では、試験の採点は保有個人情報開示請求をすれば開示されている。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書及び意見聴取による主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件開示請求に対して実施機関が非開示とした、特定日A及び特定日Bに県南校において実施された短期課程（施設内コース）の選考に係る審査請求人の適性試験解答用紙に記録されている全部の情報である。

2 県立産業技術専門校が実施する職業訓練について

- (1) 県央産業技術専門校（以下「県央校」という。）、県北産業技術専門校（以下「県北校」という。）及び県南校の3校では、栃木県立産業技術専門校条例（昭和47年栃木県条例第7号）第7条第2号に規定する入校の資格に関して、職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であることを確認するための選考を実施している。
- (2) 短期課程（施設内コース）の選考の実施に当たっては、「普通課程（資格取得コース）及び短期課程選考実施要領」の規定に基づき、入

校志願者が作成した志願理由書の審査、入校志願者に対する面接試験及び適性試験の結果を総合的に判断して行っている。

- (3) 当該選考に係る適性試験の問題については、県央校が平成27年度中に、試験に用いる5冊（「問題A」、「問題B」、「問題C」、「問題D」及び「問題E」）と受験予定者等の求めに応じて供覧に用いる1冊（「公開用」）を併せて作成したところである。
- (4) 当該5冊の試験用問題は、県央校、県北校及び県南校の3校で実施する延べ95訓練科の当該選考に係る適性試験の実施に当たり、平成28年度生の選考から使用している。訓練科によっては他の訓練科と同日に適性試験を実施することもあり、同一日に実施する適性試験については同じ適性試験問題を使用していることから、1年間で通算すると56回程度（1冊当たり11回程度）使用することとなる。
- (5) 適性試験の問題の作成に係る事務量等を考慮すると、問題の出題順番を入れ替える等の加工をした試験用問題をその都度作成することは困難であり、当該5冊の試験用問題は学校ごとにアルファベット順に繰り返して使用しているというのが現状である。

3 本件処分の理由

- (1) 短期課程（施設内コース）の選考に係る適性試験の実施に当たっては、複数ある適性試験問題のうちから1つを選択して使用している。

受験者の適性試験解答用紙を開示することとなると、個々の問題についての本人の解答とその採点が明らかとなり、当該適性試験問題の正答が部分的にでも明らかとなる。

今後、県南校だけでなく県央校及び県北校で実施する他の訓練科の選考に係る適性試験にも当該適性試験問題を使用することを踏まえれば、受験者の適性試験解答用紙を開示することによって、審査請求人あるいはその他の受験者が、今後実施される適性試験に係る複数の問題とその解答を事前に知りうる蓋然性が極めて高く、当該選考事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

これらのことから、条例第15条第7号柱書及び同号イに該当することは明らかであり、本件対象保有個人情報非開示としたことは正に妥当である。

- (2) なお、選考に係る適性試験の問題、解答用紙及び解答は、事前に公開しているものではなく、受験後の持ち帰りも認めていない非公開のものである。

審査請求人が審査請求書に添付した「問題 公開用」と明記されている「短期課程選考試験問題」その他の書類は、平成22年度から平成27年度までの間、来校した受験予定者等の求めに応じて閲覧を認めていた公開用の問題等であって、実際の選考に係る適性試験の試験用問

題として使用されたことはなく、現行の公開用の問題等についても取扱いは同じである。

審査請求人が、当該公開用「短期課程選考試験問題」等が存在することをもち、「入試問題は閲覧が自由で過去の入試問題を事前に受け取ることができる」との主張は事実と異なるものであり、本件対象保有個人情報を開示すべき理由には当たらない。

第5 審査会の判断理由

1 判断に当たっての基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める権利を明らかにすることにより、県政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的に制定されたものであり、保有個人情報の開示請求については、原則開示の基本理念の下に解釈、運用されなければならない。

当審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民等の保有個人情報の開示を求める権利が十分尊重されるよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、本件開示請求に対して実施機関が非開示とした、特定日A及び特定日Bに県南校において実施された短期課程（施設内コース）の選考に係る適性試験を受けた審査請求人の適性試験解答用紙に記録されている次の情報である。

- ① 受験番号
- ② 氏名
- ③ 解答
- ④ 正答数
- ⑤ 得点

3 具体的な判断

(1) 条例第15条第7号の該当性について

本号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示とすることを定め、「次に掲げるおそれ」として、同号イは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と

定めている。

実施機関は、本件対象保有個人情報の全部について、本号柱書及び同号イに該当すると主張することから、当審査会が、本件対象保有個人情報を見分した結果に基づき、以下個別に検討する。

ア 解答

(ア) 審査請求人は、入試問題を自由に閲覧でき、過去問題の入手が可能であると主張するが、そのような事実は確認できなかった。

したがって、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

(イ) 解答は、特定の適性試験問題の特定の問題に係る正誤が分かるようになっていることが認められた。選考に係る適性試験問題の使用方法について、全く同じ特定の適性試験問題を繰り返し使用するという方式を実施機関が採用している以上は、解答を開示することとなれば、公開していない適性試験の問題及びその正答を部分的に開示するのと同じこととなる。

また、インターネットを活用した不特定多数の者に対する情報発信が容易である今日、仮に審査請求人その他の受験者に対して、解答を開示することとなれば、当該開示を受けた者が、特定の適性試験問題の特定の問題の正誤に係る情報をインターネット上のウェブサイト等で公開するといったことも想定される。

したがって、解答については、これを開示することにより、職業訓練を受講するために必要な基礎学力等の有無の把握を困難にするおそれがあり、適性試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、本号柱書及び同号イに該当する。

イ 受験番号、氏名、正答数及び得点

受験番号、氏名、正答数及び得点については、これらを開示したとしても、職業訓練を受講するために必要な基礎学力等の有無の把握を困難にするような特段の事情があるとはいえず、適性試験の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められないことから、本号柱書及び同号イには該当しない。

(2) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「他県では、試験の採点は保有個人情報開示請求をすれば開示されている」と主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8 月22日	・ 諮問庁から諮問書を受理
平成28年 9 月15日 (第 1 回審査会第 3 部会)	・ 事務局から経過概要等の説明 ・ 審議
平成28年10月 6 日 (第 2 回審査会第 3 部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 審議
平成28年11月10日 (第 3 回審査会第 3 部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第 3 部会 委員名簿

氏 名	職 業	備 考
田中 重夫	公益財団法人とちぎ未来づくり財団 なす高原自然の家副所長	第 3 部会部会長 職務代理者
根本 智子	弁護士	
前橋 明朗	作新学院大学経営学部教授・税理士	第 3 部会部会長
本山 路子	特定非営利活動法人とちぎ消費生活 サポートネット理事	

(五十音順)